

## インダイレクト チャネル パートナー条件

**お客様の指定:** ネットアップ パートナー プログラムへの参加は、お客様の指定に適用されるプログラムガイドおよび本条件に準拠する。また、これらは、ネットアップの製品およびサービスの再販売および配布に関連して、お客様およびネットアップの間でなされた従前の合意に取って代わる。お客様は常に、本条件をすべて遵守することを期待される。

**プログラムガイド:** ネットアップは最低でも年1回はプログラムガイドを更新でき、更新後のプログラムガイドは自動的にお客様に適用される。ネットアップはお客様に対し、あらゆる変更を通知する。

**両者の関係:** お客様およびネットアップの関係は、独立した契約者同士のものであり、お客様はネットアップの代理人として行為してはならず、また、ネットアップの代理人と自称してはならない。お客様は、ネットアップから事前に書面同意を得た場合を除き、ネットアップのパートナーとしての指定、およびネットアップのパートナーまたは購入に関する権利義務を、譲渡または移転してはならない。

**お客様の再販売権:** ネットアップが別途具体的に同意した場合を除き、お客様はお客様のインダイレクト パートナー指定書に明記された販売区域で、エンドユーザーが内部使用する目的に限定して(つまり、再販売、再マーケティングまたは再配布を目的とせず)、エンドユーザーに対して製品およびサービスの再販売および配布を行うことを、ネットアップから認められる。エンドユーザーまたは認定ネットアップ パートナーではない第三者に対する再販売は、固く禁じられる。ネットアップの製品およびサービスは、米国、欧州連合およびその他の国の輸出入管理法令の対象であり、暗号化などの輸出管理対象テクノロジーを含む場合がある。パートナーは、かかる法令を遵守すること、および、出荷日から最低7年間、購入または配備したネットアップの製品およびサービスの輸出、再輸出および移転に関する完全、真実かつ正確な記録を保管することに合意する。お客様は、関税法または輸出法の違反または違反の恐れを認識した場合、速やかにネットアップに通知しなければならない。

**発注:** お客様が、ネットアップの製品およびサービスを注文する場合、かかる注文は、お客様がパートナー専用申込書で選択したディストリビュータに対して発注しなければならない。かかる注文を規定する条件は、お客様およびディストリビュータの間のものである。お客様のディストリビュータの選択または変更について、詳細な情報が必要な場合、お客様はネットアップに対し、[channel@netapp.com](mailto:channel@netapp.com)宛に電子メールで連絡すること。

**チャネル エンドユーザー条件:** お客様がエンドユーザーに対し、ネットアップの製品およびサービスを再販売および配布する場合、お客様は、エンドユーザーがネットアップの製品およびサービスの購入および使用に適用される条件を十分理解するよう、徹底しなければならない。これらの条件とは、ネットアップのチャネル エンドユーザー条件、サポート サービス条件、プロフェッショナル サービス条件およびクラウドデータサービス条件であり、いずれもネットアップの購入方法説明ウェブサイトで閲覧できる。お客様は、エンドユーザーの注文の一部としてこれらの条件の写しをエンドユーザーに送付するか、以下のリンク<http://netapp.com/us/how-to-buy/stc.html>をエンドユーザーに提示するかの、いずれかを行わなければならない。ネットアップは、製品およびサービスに関連して、チャネル エンドユーザー条件、サポート サービス条件、プロフェッショナル サービス条件またはクラウドデータサービス条件に定めた責任を超える責任を負わない。お客様がエンドユーザーに対し、異なる条件またはより有利な条件を提供することを選択する場合、この責任はお客様のみが負い、お客様はネットアップに対し、かかる責任または条件を負担するよう求めることはできない。

**商標:** ネットアップは、ネットアップ パートナーであることを自ら示す目的、宣伝の目的および販売促進の目的でネットアップの商標を使用する、限定的、譲渡不可能かつ非独占的なライセンスをお客様に許諾する。ネットアップの名称および商標で可能な事項および不可能な事項についての詳細は、<https://www.netapp.com/us/legal/tmguidelines.aspx>で定める。

**ソフトウェア ライセンス:** ネットアップ パートナーとして、ネットアップはお客様に対し、ネットアップのソフトウェアをエンドユーザーに配布する限定的な権利を付与する。ただし、かかる権利は、ソフトウェアを自己使用する権利を含まない。

**自己使用目的の購入:** お客様自身が内部使用する目的またはマネージドサービスまたはホスティングサービスを提供する目的で、製品およびサービスの購入を希望する場合、かかる購入および使用は、チャネル エンドユーザー条件に準拠する。お客様が、マネージドサービスまたはホスティングサービスを提供するために、ネットアップの製品およびサービスを購入している場合、お客様がかかるマネージドサービスまたはホスティングサービスを提供できるよう、ライセンス条件が適用されるものとする。

**知的財産保護:** お客様が再販売済み、配布済みまたは使用中のネットアップの製品およびサービスに関する、お客様が、第三者の特許、商標または著作権を侵害しているとの請求を受けた場合、お客様は、ネットアップに対し、ネットアップが適切と考えるかかる請求の防御または和解を行うことを認める。ネットアップは、和解金額を支払うか、または裁判所がお客様に対して支払いを命じた損害賠償および費用がかかる侵害請求に明確に帰し得るものである範囲で、かかる損害賠償および費用を支払う。ただし、お客様が、(a) 侵害請求について速やかにネットアップに書面通知し、(b) ネットアップがかかる侵害請求を防御できるよう、情報および支援をネットアップに提供し、さらに(c) 防御または和解交渉を単独で指揮する権限をネットアップに付与する場合に限る。これは、何らかの侵害請求に関する、お客様に対するネットアップの責任の限度である。

**機密情報:** いずれの当事者も、ネットアップ パートナーとしてのお客様の指定および役割ならびにネットアップの製品およびサービスに関する、取扱注意かつ機密の性質を有する情報を相手方当事者と共有できる。両当事者は、かかる情報を保護するものとし、相手方当事者から明示的な同意を得た場合を除く、かかる情報を他者と共有しないものとする。

**終了:** ネットアップ パートナーとしてのお客様の指定は、一方の当事者が相手方当事者に対し、終了希望日の30日前に書面通知をなすことにより、終了できる。終了以後、お客様は、ネットアップ パートナーと称すること、または、ネットアップ パートナーとして行為することを認められず、ネットアップの名称または商標を使用する権利またはネットアップの製品およびサービスを再販売または配布する権利は、自動的に終了する。

**法令遵守:** お客様は、ネットアップ関連の取引において、贈賄防止法および汚職防止法を含め、あらゆる適用法を遵守することに同意する。つまり、ネットアップ関連の取引に関する、ビジネスを獲得する目的、ビジネスを維持する目的または公務員に公務を執行させる目的で、実際の顧客または見込み客などの第三者に対し、何らの利益も供与できない。

**個人データおよびプライバシー。** 本条件に基づきお客様がネットアップに伝達したデータは、ネットアップのプライバシーポリシーに従ったネットアップによる使用または第三者への移転のみ認められる。データ処理者としてのネットアップの役割を定める追加条件は、購入方法説明サイトに提示される。

**監査:** お客様はネットアップおよびその独立の会計士に対し、合理的な事前通知を行った上で、通常営業時間中に限り、本条件ならびにネットアップ パートナーとしてのお客様の役割および義務の遵守を監査し確認する権利を付与することに同意する。かかる監査では、(a) ネットアップ パートナーとしてのお客様の指定に関する、お客様の記録へのアクセスを認めること、(b) お客様による本条件の義務の遵守を確認するために、文書またはその他の証拠の写しを提出すること、(c) 求められたアセスメントに回答すること、および(d) 定期的な証明書を提出することを、お客様に要求できる。さらに、ネットアップは、ネットアップ パートナーとしてのお客様のパフォーマンスを定期確認し、パフォーマンスが期待どおりではない場合は、ネットアップ パートナーとしての指定の撤回またはパートナーレベルの地位の降格となる場合がある。

**責任の制限:** 責任の制限が法律上許可される範囲で、

- (i) いかなる場合においても、請求の根拠にかかわらず、ネットアップはお客様に対し、特別損害、付隨的損害、間接的損害または結果的損害について、責任を負わない。および、
- (ii) お客様に対するネットアップの責任は、累積で100万米ドルを上限とする直接損害に制限される。

上記の責任制限は、(a) ネットアップの過失または重大な過失により生じた死亡または人身傷害、(b) ネットアップの故意の不正行為または詐欺、(c) 適用法に基づき除外できないその他の責任、には適用されない。

**米国公的部門に関する制限および規則:** お客様は、米国の連邦政府機関、米国の州政府機関もしくは地方自治体機関または米国の公的教育機関のいずれかに該当するエンドユーザに対し、プライムコントラクターまたはサブコントラクターの資格のいずれかにおいて、製品またはサービスのリセラーとして行為しない。ただし、ネットアップがお客様に対し、上記について書面で明示的に承認した場合を除く。かかる場合において、該当する場合はFED および／または SLED の条件も、お客様に適用されるものとする。

**準拠法:** 本条件は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。